

第3章 プラスチック製容器包装の回収・処理等

1. プラスチック製容器包装の排出形態および回収・処理フローのパターン

プラスチック製容器包装の排出形態としては、大きく分けて、家庭から排出され市町村により分別収集されるもの、家庭から排出されるが、分別収集されずに一般廃棄物として処理されるもの、スーパーマーケット等において店頭回収されるもの、事業所等から産業廃棄物または事業系ごみとして排出・処理されるものがある。

回収および処理を行う主体およびフローは、それぞれの排出形態に応じて、概ね以下のとおりである。

分別収集

プラスチック製容器包装やプラスチック類等として家庭から排出されたものについては、市町村直営あるいは市町村の委託を受けた民間の許可業者が回収し、市町村直営あるいは自治体の委託を受けた民間事業者が選別・保管を行う。

選別・保管された分別基準適合物については、指定法人に引渡し再商品化される、または指定法人ルート以外で自治体が独自で処理を行う。

一般廃棄物としての処理

分別収集されずに可燃ごみや不燃ごみ等として家庭から排出されるプラスチック製容器包装については、市町村直営あるいは市町村の委託を受けた民間の許可業者が回収し、市町村直営の焼却施設あるいは民間の一般廃棄物処理業者により処理される。

店頭回収

スーパーマーケット等の店頭で回収された発泡スチロール製食品用トレイについては、スーパーマーケット等にトレイを納める製造メーカーあるいはトレイのリサイクル業者より引きとられリサイクルされる。

事業系ごみあるいは産業廃棄物として排出・処理されるプラスチック製容器包装

オフィスや事務所等から排出されるプラスチック製容器包装については、処理を委託する産業廃棄物事業者、あるいは中小規模の店舗等においては事業系ごみとして市町村により回収され廃棄物処分あるいは再生処理される。

本章では、上記のそれぞれのケースについて詳細を記す。

２．プラスチック製容器包装の分別収集

分別収集および指定法人における引取状況

プラスチック製容器包装の分別収集および指定法人における引取の状況は以下の通りである。

平成１２年度の分別収集開始以降、増加の一途を辿り、平成１９年度の分別収集量は約６４万トンであり、このうち５８万トンが、指定法人に引き渡され再商品化が行われている。

分別収集量には、市町村が指定法人に引き渡さずに、独自で処理を行っている分も含まれており、平成１９年度においては、その分別収集量として指定法人引取実績の差の約６万３千トンが独自処理されていると見られる。

白色トレイについては、平成１９年度実績において分別収集量が４，９００トンと、プラスチック製容器包装全体の１％にも満たない数量となっている。また、分別収集量４，９００トンに対して、指定法人引渡量が８６５トンと約２割以下となっており、約８割が独自処理されているものと推測される。

表３－１．プラスチック製容器包装の分別収集量および指定法人引取実績

年度	分別収集量		指定法人引取実績	
	年度別年間分別収集量 (トン)	年度別分別収集実施市町村数	年度別年間分別収集量 (トン)	年度別分別収集実施市町村数
19	644,097	1,304	581,340	988
18	609,215	1,234	548,839	957
17	558,997	1,160	528,528	980
16	471,488	1,757	446,912	1,317
15	401,697	1,685	368,005	1,222
14	282,561	1,306	259,669	815
13	197,273	1,121	168,681	673
12	100,810	881	67,080	435

(資料：環境省および財団法人日本容器包装リサイクル協会)

プラスチック製容器包装の分別収集を行っている対象人口は、平成１９年度に９，７３４万人と人口カバー率で７６％、全市町村に対する実施率は７２％となっており、約３／４の人口あるいは市町村において分別収集が実施されている。約１／４については、未だに分別収集が実施されておらず、プラスチック製容器包装は、当該市町村において可燃ごみあるいは不燃ごみ等として処理されている。

白色トレイについては、分別収集対象人口が４，２５０万人であり、人口カバー率で１／３、全市町村に対する実施率では約４０％となっている。プラスチック製容器包装と白色

トレイを分けずに分別収集している市町村も相当数存在する。

表 3 - 2 . プラスチック製容器包装の分別収集対象人口および人口カバー率

年度	分別収集対象人口(万人)	人口カバー率	全市町村に対する実施率
19	9,734	76.2%	71.8%
18	9,425	73.8%	67.5%
17	8,576	63.8%	62.9%
16	8,148	59.3%	57.5%
15	7,563	48.4%	53.4%
14	6,158	43.6%	40.4%
13	5,539	30.7%	34.5%
12	3,893	33.3%	27.3%

表 3 - 3 . 白色トレイの分別収集人口および人口カバー率

年度	分別収集対象人口(万人)	人口カバー率	全市町村に対する実施率
19	4,251	33.3%	39.6%
18	4,148	32.5%	38.1%
17	4,122	32.3%	37.4%
16	3,374	26.4%	34.4%
15	2,946	23.1%	32.1%
14	2,796	22.0%	24.7%
13	2,593	20.4%	22.4%
12	1,935	15.3%	19.0%

家庭から排出されるプラスチック製容器包装の収集形態としては、容器包装リサイクル法にて定められたプラスチック製容器包装を対象として収集する以外に、プラスチック製容器包装以外のプラスチックを含めた資源プラスチックとして収集し、再資源化を行うケースがある。また、可燃ごみあるいは不燃ごみとして収集するケースもある。

なお、平成 20 年度における指定法人ルートでの引取のうち、12%の市町村が、混合プラスチックとして収集を行い、選別・保管施設において容器包装と容器包装以外に選別している。

人口一人当たりの分別収集量

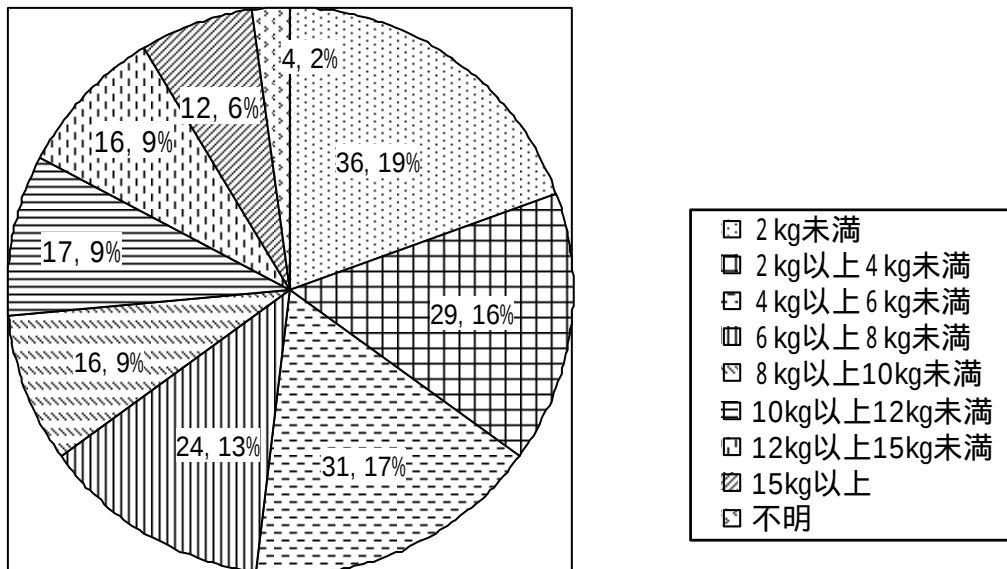
分別収集を実施している市町村におけるプラスチック製容器包装の排出形態、回収頻度、回収場所は様々であるため、人口一人当たりの分別収集量には大きくばらつきが生じている。

品質の良い 200 市町村を対象として実施した一人当たりの分別収集量のアンケート調査結果を図 3 - 1 に示すが、2kg 未満から 15kg 以上と広く分布している。

人口一人当たりの分別収集量の低い市町村においては、分別収集されなかったプラスチ

ック製容器包装は、可燃ごみ等として処理されているものと推測される。

平成 18 年度一人当たりの分別収集量(kg)



(資料 : 「容器包装廃棄物再商品化製品の品質向上のための調査」

(平成 20 年 3 月)(経済産業省))

図 3 - 1 . 人口一人当たりのプラスチック製容器包装分別収集量

プラスチック類として回収を行う自治体等の事例

プラスチック類などプラスチック製容器包装とそれ以外を混合収集し、選別・保管施設においてプラスチック製容器包装を選別し指定法人ルートに引渡し再商品化を行っている自治体は、平成 20 年度において指定法人に引渡しを行う自治体の約 12% 存在する。

以下では、混合収集を行う自治体における選別保管等のフローについて特徴的な処理を行う事例を示す。

< 事例 1 > プラスチック類としての収集からプラスチック製容器包装のみの収集へと収集対象品目の変更を行った事例 (千葉県柏市)

千葉県柏市は、プラスチック類について容器包装リサイクル法においてプラスチック製容器包装の分別収集が開始される以前の平成 7 年度から資源プラスチックとして回収を行っており、容器包装リサイクル法の制定後、平成 17 年度からプラスチック製容器包装のみを対象とした分別収集へと切り替えを行った。

また、柏市では平成 13 年度に保管施設に隣接してプラスチック製容器包装の材料リサイクル施設を設置し、再商品化を一貫して実施してきた。そのため、プラスチック製容器

包装と資源プラスチックの収集・再商品化の相違について把握している。

まず収集量については、資源プラスチックとして収集したことにより、プラスチック製容器包装以外のプラスチックが約 15 % 程度混入していた。

なお、非容器包装として収集されてくるものは、おもちゃ、洗面器、ポリバケツ、まないた、目覚まし時計、などであり、このうち、おもちゃ、目覚まし時計などには、金属製のビスや電子基盤が含まれているので、材料リサイクルするためには、選別人員を増やさなければならない。

表 3 - 4 . 千葉県柏市におけるプラスチック製容器包装収集の変遷

時 期	平成 6 年度まで	平成 7 年 4 月 ~	平成 17 年 4 月 ~
収集品目	「可燃ごみ」として収集	「資源プラスチック」として収集	「プラスチック製容器包装」として収集
処理方法	焼却	<平成 12 年度まで> 保管施設で積み替え後、R P F 化（市川環境エンジニアリング） <平成 13 年度以降> 圧縮保管施設（柏プラネット）で選別・保管後、指定法人に引渡し （選別時に発生した残渣については、R P F 化）	圧縮保管施設（柏プラネット）で選別・保管後、指定法人ルートに引渡し （選別時に発生した残渣については、清掃工場にて焼却処理）
収集量	可燃ごみ 平成 6 年 / 59,000 トン 平成 7 年 / 46,000 トン （うち、プラスチックは、7,247t であり、可燃ごみの 12%を占める。）	平成 13 年 / 7528t （内訳） 【指定法人引渡し量】 6,422t 【選別時の残渣】 1,106 t（15%）	平成 17 年 / 5996t （内訳） 【指定法人引渡し量】 5,452t 【選別時の残渣】 544 t (9%)

＜事例２＞プラスチック類として収集している自治体の事例（東京都港区）

東京都港区では、平成２０年１０月より、プラスチック製容器包装を含めた資源プラスチックを分別収集している。資源プラスチックとしては、プラスチック製容器包装とあわせてプラスチック製の日用品や玩具を回収している。

収集した資源プラスチックは、保管施設で容器包装と容器包装以外に選別し、容器包装については、指定法人ルートに引渡しを行い、容器包装以外のプラスチックについては、昭和電工株式会社にリサイクルを委託している。なお、容器包装のうち、市町村負担分については独自に処理をしている。

それぞれの重量比は、指定法人ルート４割、独自ルート４割、その他選別残渣が２割程度発生している。独自ルートの割合が４割と大きいのは、日用品等だけではベールを作製することができないので、ベールを作製することが可能になるよう容器包装を相当量混入させているためである。

そのため、容器包装以外のプラスチックがどれだけ収集されているかといった数量は把握できていない。

選別時の残渣については、ＰＥＴボトル等の資源物も含まれているため、資源物、可燃ごみ等、それぞれの性質に合わせた処理が行われる。

＜事例３＞選別・保管施設におけるプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチック類の選別およびその処理の事例

収集したプラスチック製容器包装を法に定める分別基準適合物に加工する選別・保管施設の運営については、自治体が直営で実施する場合と民間の事業者へ委託する場合がある。

また、プラスチック類として自治体が収集する場合には、選別・保管施設において、プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチック類を選別する必要がある。

ここでは、自治体が、プラスチック類として収集を行い、選別・保管施設の運営を民間事業者に委託している事例を調査した。

A社では、プラスチック類として収集している２つの自治体の委託を受け、手選別・保管施設の運営を行っており、プラスチック類として収集したものを同施設においてプラスチック製容器包装と容器包装以外に選別し、プラスチック製容器包装をベール化して指定法人に引渡ししている。

この際に発生する容器包装以外の選別残渣については、自らの施設においてＲＰＦ化している。

当初は、指定法人の引取品質基準が緩やかだったため、収集量の約７～８割を指定法人に引渡ししていたが、現在は基準が厳しくなったため、収集量の約３～４割しか引き渡さな

くなった。この選別残渣は、塩素分が高いため、産業廃棄物と混ぜるのは70%、一般廃棄物と混ぜる場合には30%が限度であるとのことである。

<事例4> 民間事業者による保管施設の運営の事例

B社は、平成18年7月に保管選別施設を開設し、自治体から選別・保管施設の受託を開始した。

受託状況については、平成19年度は3自治体、平成20年度は1自治体、平成21年度は2自治体、平成22年度は2自治体となっており、安定していない。この理由としては、自治体が自ら保管施設を設置するまでの暫定的な期間のみを民間委託していること、毎年委託業者を入札で決めることなどがある。長期間に渡り安定的に受託しているのは東京都葛飾区のみである。

選別・保管施設では、20%程度の選別残渣が発生するが、それは自治体に戻している。

なお、B社では、一般廃棄物については、プラスチック類以外に布団や繊維等も含んで、10自治体から年間約1万トンを受け入れている。エリアは、千葉県、神奈川県、東京都(23区以外)である。

個別の自治体が資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ等のどのような名目で収集したものかは確認していない。

RPF化したものは、品質の良いものは有価物として製紙会社へ販売している。品質の悪いものは廃棄物として逆有償でセメント会社へ引渡されている。

約6千トンの産業廃棄物も取り扱っているため、一般廃棄物のみのデータではないが、RPFの有価物と逆有償物の比率は、有価物8：逆有償物2の割合である。

なお、RPF製造工程で20～30%残渣が発生しており、それらは焼却処理されている。

３．一般廃棄物として処理されるプラスチック製容器包装

家庭から排出されるごみの処理に関する全国的な集計データとしては、環境省が毎年実施している一般廃棄物処理実態調査がある。その調査では、市区町村ごとに詳細な処理実績および処理形態、処理施設等のデータを取りまとめている。

同データによれば、平成１８年度においてプラスチック製容器包装を資源ごみとして収集している自治体は９３６、可燃ごみとして収集している市町村が８５８、不燃ごみとして収集している市町村が１８８、混合ごみとして収集している市町村が２１、それ以外のプラスチックとして収集している市町村が２５１存在している。

表３－５．一般廃棄物処理におけるプラスチック製容器包装の収集形態

	(数)			
	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
PETボトル	5	135	46	1752
プラスチック製容器包装	21	858	188	936
白色トレイ	16	593	123	1236
上記以外のプラ	44	1092	553	251

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査(平成１８年度))

なお、「２．分別収集」において、プラスチック製容器包装の分別収集を行う市町村が、全体の約３／４であることを示したが、残りの１／４の市町村においては、可燃ごみとして収集している市町村が多く、平成２０年度からは東京都が不燃ごみから可燃ごみあるいは分別収集へと方針を転換している。

また、同データでは、プラスチックの資源化量の数字についても集計を行っている。

表３－６．プラスチック製容器包装資源化量

	(単位:トン)
プラスチック資源化量	643,996
直接資源化量	118,942
中間処理後再生資源化量	524,692
焼却施設処理に伴う資源化量	9,600
粗大ごみ処理に伴う資源化量	44,032
ごみ燃料化に伴う資源化量	6,095
その他の資源化量	464,965
集団回収量	362

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査(平成１８年度))

以上のデータにより、平成１８年度における一般廃棄物として排出されるプラスチックの

資源化量は約 6 4 万トンであり、この中でプラスチック製容器包装の分別収集による再商品化は、主として「中間処理後の再生資源化量」の内訳の「その他の資源化量」に属するものと推測される。そして、それ以外のプラスチックの資源化は直接資源化および粗大ごみ処理に伴う資源化等が合計 1 7 万トン程度行われているが、主に家電製品等の粗大ごみを対象としたものであり、プラスチック製容器包装を対象としたものは極めて少ないものと推測される。

一般廃棄物として処理されているプラスチック製容器包装の量

一般廃棄物全体に含まれているプラスチック類およびプラスチック製容器包装の量については、ごみ排出原単位調査から推測することができる。

表 3 - 5 に「東京都二十三区清掃一部事務組合のごみ排出原単位等実態調査」(平成 2 0 年 3 月)の調査結果を示すが、同調査結果では、一人が一日に排出する家庭ごみが、6 1 8 g に対してプラスチック製容器包装が 4 3 g と全体の約 7 %となっている。

環境省の「成 1 8 年度ごみ排出実態調査」における家庭ごみの全排出量が約 3 , 3 0 0 万トンであり、プラスチック製容器包装の排出量がその 7 %とすると、約 2 3 0 万トンと算出される。

このうち、約 6 0 万トンが分別収集されているため、一般廃棄物として処理されているプラスチック製容器包装は、概算で約 1 7 0 万トンと算出される。

なお、本算出データは、東京都二十三区のデータのみに基づき算出していることや年度が異なっていること等、種々の変動要因を含んでいるため、精緻な分析結果として使用することはできず、あくまで概算を把握するための算出したものであるが、日本全体では 1 5 0 万 ~ 2 0 0 万トン規模のプラスチック製容器包装が一般廃棄物として排出されているものと推測できる。

家庭から排出されるプラスチックに占めるプラスチック製容器包装の比率

家庭系から排出されるプラスチックに占めるプラスチック製容器包装、PET ボトル、その他のプラスチックの比率は、表 3 - 5 に示す組成分析結果では、それぞれ、約 6 0 %、1 2 %、2 8 %となっている。このため、PET 以外のプラスチックについてプラスチック製容器包装とその他のプラスチック類を一括で収集した場合には、約 3 割程度プラスチック類が収集物に含有されるものと推測される。

実際にプラスチック類として収集を行っていた柏市では、約 1 5 %プラスチック類が収集されてきた。

自治体によって廃棄物に組成差があることや、組成分析と実際の収集の違いにより収集されてくるものに差があることなどを考えると、この程度の相違は妥当であり、プラスチック類として収集した場合に、一般的に 1 5 %から 3 0 %程度その他のプラスチック類が

収集されるものと推測考えられる。

表 3 - 7 . 家庭系一般廃棄物に含有されるプラスチック類

		(単位:g/人日)	(%)
ごみ排出量全体	プラスチック類	618.52	—
	フィルム	23.94	33.3%
	指定ごみ袋	0.27	0.4%
	レジ袋	3.5	4.9%
	容器包装対象(レジ袋以外)	19.19	26.7%
	容器包装非対象	0.98	1.4%
	PETボトル	8.71	12.1%
	食品用	0.86	1.2%
	飲料用	7.57	10.5%
	その他	0.28	0.4%
	その他ボトル	5.03	7.0%
	食品用	1.25	1.7%
	飲料用	0.33	0.5%
	その他	3.45	4.8%
	パック・カップ類	11.55	16.1%
	食品用	11.41	15.9%
	飲料用	0.09	0.1%
	その他	0.05	0.1%
	食品トレイ	2.52	3.5%
	無色発泡樹脂	1.07	1.5%
	色付発泡樹脂	0.74	1.0%
	その他	0.71	1.0%
	その他	20.13	28.0%
	容器包装対象	1.07	1.5%
	容器包装非対象	19.06	26.5%
プラスチック製容器包装		42.86	59.6%
PETボトル(食品用および飲料用)		8.71	12.1%
その他のプラスチック類		20.31	28.3%

(資料:「ごみ排出原単位等実態調査報告書」(平成20年3月))

(東京二十三区清掃一部事務組合))

４．プラスチック製容器包装（トレイ）の店頭回収

ＰＳＰトレイについては、容器包装リサイクル法に基づき、自治体において白色の発泡スチロール製食品用トレイのみを分別収集することが認められているが、その数量は、年間約１，０００トンにとどまっており、スーパー等における店頭回収が主な回収ルートとなっている。

ポリスチレンペーパー成型加工工業組合が取りまとめているＰＳＰトレイの製造量、回収量、再商品化量等に関するデータは下記のとおりである。

ＰＳＰトレイ出荷量

ＰＳＰトレイの出荷量は、平成１２年において約７万トンであったが、その後減少傾向となり平成１９年度には、約５万トンとなっている。

この理由は、スーパーが採用する容器が、発泡トレイからＰＥＴやＯＰＳの透明容器へと代わってきたためであり、特にＰＥＴが伸張している。ただし、トレイ自体の軽量化も進んでいるため、トレイの枚数自体はそれほど減少していない。

表３－８．ＰＳＰトレイ出荷量推移

年	出荷量（トン）	指数 (平成１２年対比)
平成１２年	69,580	100
平成１３年	54,450	84
平成１４年	51,490	74
平成１５年	52,190	75
平成１６年	49,410	71
平成１７年	47,710	70
平成１８年	45,400	69
平成１９年	45,400	69

（資料：ポリスチレンペーパー成型加工工業組合資料より一部加工）

ＰＳＰトレイの回収量の推移

ＰＳＰトレイは、概ね１万トン～１万４千トンが回収されており、回収量自体は減少してきているが、出荷量の減少よりは緩やかであり、回収率は上昇してきている。

回収対象は、容器包装リサイクル法による白色トレイだけではなく、色物トレイも回収しており、トレイメーカーが、回収し、選別・リサイクルしている。

スーパーでは、白色のものしか回収しないということを消費者に説明するのが困難であるため、色物も回収しているところが多い。

なお、リサイクル費用はメーカーが負担している。

表 3 - 9 . P S P 回収量推移

年 度	自主回収量 (トン)	指数 (平成 1 2 年度対比)
平成 1 2 年度	13,811	100
1 3 年度	14,062	102
1 4 年度	12,842	93
1 5 年度	12,398	90
1 6 年度	11,901	86
1 7 年度	11,600	84
1 8 年度	11,600	84
1 9 年度	12,020	87

(資料 : ポリスチレンペーパー成型加工工業組合資料より一部加工)

店頭回収トレイの再商品化

回収したトレイの再商品化の内訳は、食品トレイにリサイクルされているものが約 4 割、合成木材や植木鉢等にリサイクルされているものが約 2 割、ペレット等の再生原料として販売されているものが約 4 割となっている。

再生原料として販売されたものの中には、輸出されているものもある。

表 3 - 1 0 . 再商品化の内訳

年 度	食品トレイ	リサイクル製品	再生原料販売
平成 1 3 年度	35	18	47
1 4 年度	42	22	36
1 5 年度	43	19	38
1 6 年度	40	20	40
1 7 年度	42	17	41
1 8 年度	45	11	44
1 9 年度	42	13	45

(資料 : ポリスチレンペーパー成型加工工業組合資料より一部加工)

５．事業系ごみまたは産業廃棄物として排出されるプラスチック製容器包装

事業系ごみ等として排出されるプラスチック製容器包装のフロー

プラスチック製容器包装は、お弁当やお菓子類などの食品に多く使用されており、オフィスや商店等の事業者からも相当量排出されていると推測される。

こうした事業者からプラスチック製容器包装を含めた使用済みプラスチックが排出される場合、その取り扱いについては、市町村によって様々な対応が行われている。

一般的に、事業所において使用済みプラスチックが選別され、排出される場合には、廃棄物処理法における産業廃棄物と定義されており、オフィスのオーナー、ビルの管理人あるいは商店等が直接的に民間の産業廃棄物処理業者と契約を締結して廃棄物処理を行うこととなる。しかし、プラスチック類が選別されているケースは少なく、可燃物として排出される場合や住居と商店が一体となっているような小規模商店等の場合には、中小企業支援の側面もあることから従来から自治体が事業系ごみとして回収する場合も多い。その取り扱いについては、自治体により下記のような様々な対応が行われている。

小規模事業所から排出される使用済みプラスチックを可燃物等として事業系一般廃棄物として受け入れる市町村

製造工程で無い事業所等で発生した使用済みプラスチックを可燃物等として事業系一般廃棄物として受け入れる市町村

家庭系一般廃棄物と類似の方法で分別受け入れして再資源化を進める市町村

使用済みプラスチックをすべて産業廃棄物として扱い、事業者の責任により処理をするように指導している市町村

例えば東京都２３区では、オフィス、スーパー等から排出される場合、原則、産業廃棄物として民間業者に処理することとなっているが、商店街等における小規模の店舗等から排出される事業系ごみについては、家庭ごみの収集に支障がない範囲で収集を行っている。

その場合、家庭系のごみの出し方と同様に、びん、缶、PETボトル、プラスチックについて、それぞれを別の袋に入れて、その袋にあった事業系有料ごみ処理券（シール）を貼り付けて出すように指導している。

このようにして収集された事業系ごみは、中間処理施設にて選別され、プラスチック製容器包装については、指定法人ルートに載せられているケースもある。

東京都２３区では、事業系ごみを自治体が収集して処理する方式は次第に減少させ、将来的にはなくす方針であるが、現実的には困難な面もあるとのことであり、自治体による事業系ごみとしての回収は一定程度存続するものと見られる。

事業系ごみにおけるプラスチック製容器包装の排出量

「平成１８年度一般廃棄物処理実態調査」（環境省）によれば、全国における一般廃棄物の発生量は、５，２０３万トン、このうち、事業系廃棄物は、１，５８１万トンと３０％を占めている。

この事業系廃棄物に含まれるプラスチック製容器包装の割合について、東京都における事業系ごみの組成分析データにより事業系一般廃棄物に占めるプラスチック製容器包装の数量を試算した。

東京都における事業系ごみにおけるプラスチック製容器包装の組成を下表に示すが、一人当たり一日の事業系ごみ全体の排出量５３５ｇに対して、プラスチック類として排出される量は約１５％の７９ｇ、そしてプラスチック製容器包装の排出量は、事業系ごみ全体の７％の３９ｇである。

この比率を全国に拡大推計すると、事業系ごみに含有されるプラスチック類の含有量は、プラスチック製容器包装の含有量は、事業系一般廃棄物１，５８１万トンの７％として１１０万トンと推計される。

また、社団法人プラスチック処理促進協会が実施した「平成１９年度全国市町村における事業系一般廃棄物に含まれる使用済みプラスチック実態調査報告書」における調査結果では、事業系一般廃棄物に占める使用済みプラスチックの比率が、１４．４２％と推計されており、「混合ごみ」、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」として搬入された事業系一般廃棄物に含有されるプラスチック製容器包装の含有率については、「混合ごみ」について、１０．０５％、「可燃ごみ」について７．２２％、「不燃ごみ」について２６．８５％とされている。このデータから、事業系一般廃棄物に占めるプラスチック製容器包装の含有量を試算すると、約１３０万トンと試算される。

事業系一般廃棄物の排出量やその組成は地域や市町村によっても異なるため上記試算値は、あくまで概算数量であるが、約１１０万トンから１３０万トン程度のプラスチック製容器包装が、事業系ごみとして排出され処理されているものと推測される。

表 3 - 1 1 . 東京二十三区における事業系ごみの組成 (平成 1 9 年度)

		(単位:g/人日)	(%)
事業系ごみ全体	プラスチック類	535.41	-
	フィルム	79.1	100
	指定ごみ袋	28.45	36.0%
	レジ袋	0.14	0.2%
	容器包装対象(レジ袋以外)	2.42	3.1%
	容器包装非対象	23.44	29.6%
	PETボトル	2.45	3.1%
	食品用	5.88	7.4%
	飲料用	0.58	0.7%
	その他	5.13	6.5%
	その他ボトル	0.17	0.2%
	食品用	3.04	3.8%
	飲料用	0.74	0.9%
	その他	0.19	0.2%
	パック・カップ類	2.11	2.7%
	食品用	7.34	9.3%
	飲料用	7.07	8.9%
	その他	0.26	0.3%
食品トレイ	食品トレイ	0.01	0.0%
	無色発泡樹脂	0.94	1.2%
	色付発泡樹脂	0.37	0.5%
	その他	0.16	0.2%
	その他	0.41	0.5%
	その他	33.45	42.3%
	容器包装対象	2.11	2.7%
	容器包装非対象	31.34	39.6%
	プラスチック製容器包装	39.47	49.9%
	PETボトル(食品用および飲料用)	5.71	7.2%
	その他	33.92	42.9%

(資料:「ごみ排出原単位等実態調査報告書」(平成 2 0 年 3 月))

(東京二十三区清掃一部事務組合))

表 3 - 1 2 . 事業系一般廃棄物に含有されるプラスチック製容器包装の含有量

(トン、%)				
	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
事業系一般廃棄物	1,635,189	14,072,748	534,711	16,242,648
プラスチック製容器包装の含有率	0.10	7.22	26.85	8.15
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む、PET除く)	164,336	1,016,052	143,570	1,323,958

(資料:「平成 1 9 年度全国市町村における事業系一般廃棄物に含まれる使用済みプラスチック実態調査報告書」(平成 2 0 年 3 月)(社団法人プラスチック処理促進協会)データより、NTTデータ経営研究所試算)